

2019年禁止表国際基準のポイント

2018年12月



JADA
Japan Anti-Doping Agency

2019年禁止表国際基準

2019年1月1日発効

世界アンチ・ドーピング規程の4.2.2条に従い、すべての禁止物質は「**特定物質**」として扱われる。

但し、禁止物質S1, S2, S4.4, S4.5, S6.aおよび禁止方法M1, M2およびM3は除く。

2019年禁止表国際基準

常に禁止される物質と方法 (競技会(時)および競技会外)

[禁止物質]

- S0. 無承認物質
- S1. 蛋白同化薬
- S2. ペプチドホルモン, 成長因子, 関連物質および模倣物質
- S3. ベータ2作用薬
- S4. ホルモン調節薬および代謝調節薬
- S5. 利尿薬および隠蔽薬

[禁止方法]

- M1. 血液および血液成分の操作
- M2. 化学的および物理的操作
- M3. 遺伝子および細胞ドーピング

競技会検査で禁止される 物質と方法

[禁止物質]

- S6. 興奮薬 a. 特定物質でない興奮薬
b. 特定物質である興奮薬
- S7. 麻薬
- S8. カンナビノイド
- S9. 糖質コルチコイド

特定競技において禁止される 物質

- P1. ベータ遮断薬

青文字は原文の変更がなく日本語のみを変更した分類、赤文字は2019年に変更している分類を示す

2019年禁止表 主要な変更の要約(概要)

1. 例示物質名の削除

2018年まで例示されていた禁止物質名が複数削除されているが、これらは引き続き禁止物質であるので注意が必要

[該当箇所: S1.1a, S1.1b, P1]

⚠ S1. 蛋白同化薬

削除された複数の代謝物は複数の名称を持つ可能性がある。これらについては、栄養補助食品に含有され使用できる、あるいは生物学的活性を持つことが知られていない。

⚠ P1. ベータ遮断薬

レボブノロールはブノロールの一方の光学異性体である。そのため、レボブノロールはP1の例示より削除した。

削除されたレボブノロールは引き続き禁止物質であり、国内においてもレボブノロールを含有する医薬品が販売されている。

2019年禁止表 主要な変更の要約(概要)

2. 例示禁止物質名の追加

	例示禁止物質名	追加理由
S1.1b	エピアンドロステロン (3β-ヒドロキシ-5α-アンドロスタン-17-オン)	栄養補助食品に含まれ使用される可能性があるため
S1.2	エノボサルム	国際的一般名称(INN)を追加
S2.1.2	・ダプロデュスタット(GSK1278863) ・バダデュスタット(AKB-6548) ・モリデュスタット(BAY 85-3934)	低酸素誘導因子(HIF)活性化薬の例示物質名と開発コード番号を追加
S2.3	レノモレリンおよびエキサモレリン	国際的一般名称(INN)を追加
S2.3	マシモレリン	成長ホルモン分泌促進物質の例示を追加
S3	トレトキノール(トリメトキノール)	かぜ症候群の治療に使われるため、例示に追加

⚠ S3. ベータ2作用薬

以前も禁止物質であった。日本国内においても医療用と一般用医薬品として販売されている成分

2019年禁止表 主要な変更の要約(概要)

	例示禁止物質名	追加理由
S4.1	・2-アンドロステノール(5a-アンドロスタ-2-エン-17-オール) ・3-アンドロステノール(5a-アンドロスタ-3-エン-17-オール) ・3-アンドロステノン(5a-アンドロスタ-3-エン-17-オン)	類似物質および異性体名として追加
S4.4	・ミオスタチン中和抗体(例:ドマグロズマブ、ランドグロズマブ、スタムルマブ) ・ミオスタチン結合蛋白(例:フォリスタチン、ミオスタチンプロペプチド) ・ミオスタチン発現を減少あるいは除去する物質 ・アクチビン受容体 II B 競合薬[デコイアクチビン受容体(ACE-03等)] ・抗アクチビン受容体 II B 抗体(ビマグルマブ等) ・アクチビン中和抗体	アクチビン受容体 II B が影響を受ける様々な方法を反映
S6	5-メチルヘキササン-2-アミン(1,4-ジメチルペンチルアミン)および3-メチルヘキササン-2-アミン(1,2-ジメチルペンチルアミン)	メチルヘキササンアミンの例として追加
S6	ジメタンフェタミン	ジメチルアンフェタミンのINNを追加

2019年禁止表 主要な変更の要約(概要)

3. 例示禁止物質名の整理

S1.1b:

内因性AASの代謝物と異性体の例は簡略化し、現在栄養補助食品に含有され使用できることが知られている、あるいは隠蔽薬(例えば“ステロイドプロファイル”に影響するもの等)として使用される可能性がある内因性物質のみを残した。

現在示されている例示は以下のとおり。

- 7 α -ヒドロキシ-DHEA;
- 7 β -ヒドロキシ-DHEA;
- 4-アンドロステンジオール(アンドロスタ-4-エン-3 β ,17 β -ジオール);
- 5-アンドロステンジオン(アンドロスタ-5-エン-3,17-ジオン);
- 7-ケト-DHEA;
- エピアンドロステロン(3 β -ヒドロキシ-5 α -アンドロスタン-17-オン);
- エピジヒドロテストステロン(17 β -ヒドロキシ-5 β -アンドロスタン-3-オン);
- エピテストステロン

2019年禁止表 主要な変更の要約(概要)

4. 例示禁止物質名の移動

- ① S1.1a→S1.1b: 4-ヒドロキシテストステロン
内因性に低濃度産生される可能性があるため
- ② S1.1b→S4: 2-アンドロステロン(5 α -アンドロスタ-2-エン-17-オン)
生物学的活性をより反映するため

5. タイトルの変更

該当クラス	2018年	2019年
S1.1b	外因的に投与した場合の内因性AAS	外因的に投与した場合の内因性AASおよびそれらの代謝物と異性体
S2.2	ペプチドホルモンおよびホルモン調節物質	ペプチドホルモンおよびそれらの放出ホルモン
S4.4	ミオスタチン機能を修飾する薬物	アクチビン受容体 II B活性化を阻害する物質

2019年禁止表 主要な変更の要約(概要)

6. 禁止方法(M3遺伝子および細胞ドーピング)の変更

①タイトル変更 :細胞が含まれていることを反映するため

該当クラス	2018年	2019年
M3	遺伝子ドーピング	遺伝子および細胞ドーピング

! 外傷の治療において、通常の機能に戻すだけでその機能を増強しない限り、幹細胞の使用は禁止されない。

②文言追加 :『転写後制御』

遺伝子編集により修飾可能な過程をより完全に定義するため

2019年禁止表 主要な変更の要約(概要)

7. 日本語訳のみ一部変更

より明瞭な日本語版を作成するため、英語原文に変更がない箇所においても一部の日本語訳を変更

M2.2 化学的および物理的操作

静脈内注入および/又は静脈注射で、12時間あたり計100mLを超える場合は禁止される。但し、入院設備を有する医療機関での治療およびその受診過程、外科手術、又は臨床検査のそれぞれの過程において正当に受ける場合は除く。

※その他の変更は2019年禁止表p18をご参照ください。

2019年禁止表 主要な変更の要約(概要)

8. 2019年監視プログラム→2018年からの**変更なし**

※監視プログラムは当該年における禁止物質ではない

9.

- 以前の変更と説明の詳細については、www.wada-ama.org/en/questionsanswers/prohibited-list-qaにある禁止表Q&Aを参照
- 2019年禁止表 主要な変更の要約と注釈の全文は、以下のURLよりご確認ください(p15～)

https://www.playtruejapan.org/topics/entry_img/2019_TPL.pdf



勝利を超える価値がある